

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。 個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格の届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・支給等 ③所得区分の確認等 ④保険料の賦課 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連絡に関する事務 ⑥オンライン資格確認に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。) が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。
③システムの名称	社会保障システム（国民健康保険システム、収滞納管理システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

人履歴テーブル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9条）第2条の表2,3,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9条）第2条の表69,70,71の項 【オンライン資格確認の業務】 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険医療課 住所：舞鶴市字北吸1044番地 電話：0773-66-1003
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、情報の登録等についても二重チェックを行うなどの対応を行っていることから人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	

9. 監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の連携事務を取り扱うシステムは、端末ログイン時に静脈、ID、パスワード認証、システムログイン時にも端末ログインとは別のID、パスワード認証によって、アクセスを制限している。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月21日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。 個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格の届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理 ③所得区分の確認等 ④保険料の賦課	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。 個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格の届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・支給等 ③所得区分の確認等 ④保険料の賦課 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連絡に関する事務	事後	
平成28年11月21日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成28年11月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」) 1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87、93、97の項 ※主務省令未制定…17、22、30、33、39、46、58、88、106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、44の項 ※主務省令未制定…43、45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「医療保険被保険者等資格」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条 【情報照会の根拠】 第25条、第26条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」等) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、42、62、78、80、87、93、97、109の項 ※主務省令未制定…30、33、39、46、58、81、88、106、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 ※主務省令未制定…45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「医療保険被保険者等資格」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成28年11月21日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成28年11月21日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」等) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、42、62、78、80、87、93、97、109の項 ※主務省令未制定…30、33、39、46、58、81、88、106、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 ※主務省令未制定…45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「医療保険被保険者等資格」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」等) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 ※主務省令未制定…30、46、81、88の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 ※主務省令未制定…45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「医療保険被保険者等資格」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 福本 一夫	保険医療課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	—	(項目を追加)	事後	
令和1年11月13日	I 関連情報 ③システムの名称	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。 個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格の届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・支給等 ③所得区分の確認等 ④保険料の賦課 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連絡に関する事務	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、療養費等の給付事務を行う。 個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格の届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・支給等 ③所得区分の確認等 ④保険料の賦課 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の連絡に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得事務	事後	
令和2年9月23日	I 関連情報 3. 法律上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年9月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法律上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「医療保険給付関係情報」等） 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 ※主務省令未制定・・・30、46、81、88 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44の項 ※主務省令未制定・・・45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「医療保険被保険者等資格」等） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「医療保険給付関係情報」等） 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45の項 2. 番号法第19条第7号別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「医療保険被保険者等資格」等） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 3. オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年3月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	⑥オンライン資格確認に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和3年3月22日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3. オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	3. オンライン資格確認の業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月25日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」等) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45の項 2. 番号法第19条第7号別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「医療保険被保険者等資格」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 3. オンライン資格確認の業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」等) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】(「医療保険被保険者等資格」等) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 3. オンライン資格確認の業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年4月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	国民健康保険システム、給付処理システム、福祉系宛名システム、福祉系収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	社会保障システム(国民健康保険システム、収滞納管理システム)、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
令和7年3月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「医療保険給付関係情報」等） 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 42、43、44、45の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】（「医療保険被保険者等資格」等） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第25条、第25条の2、第26条 3. オンライン資格確認の業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9条）第2条の表 2,3,6,13,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9条）第2条の表69,70,71の項 【オンライン資格確認の業務】 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年3月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、情報の登録等についても二重チェックを行うなどの対応を行っていることから人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報の連携事務を取り扱うシステムは、端末ログイン時に静脈、ID、パスワード認証、システムログイン時にも端末ログインとは別のID、パスワード認証によって、アクセスを制限している。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	